

## 台湾における相続法の沿革と相続法改正の 社会的背景

The History of Succession Law and the Social Background  
about the Amendments of Succession Law in Taiwan

陳明楷\*  
CHEN, Ming-Kai

### 목 차

- I. 沿革の概説
- II. 2009年6月改正—重要ポイント
- III. 2016年の改正案
- IV. 結びに代えて

### 국문초록

대만은 2009년 상속법 개정을 통하여 상속인의 보호와 제3자의 거래안전을 도모하고자 유한책임제를 도입하였다. 그 결과 나이든 상속인은 무제한 책임을 지는 것이 강제되지 아니하여 그가 보호받을 수 있다.

그러나 개정법의 청산절차가 매우 어려워 나이든 상속인이 그 절차를 밟는 것은 매우 어렵다. 따라서 다시금 개정할 필요성이 있다.

마찬가지로 2016년에 개정안 역시 현대 노령사회에 어떠한 실익도 없음을 보여주고 있다. 예컨대, 1149조에 대한 개정이 있었으나 사실혼 관계의 노부부를

---

논문접수일 : 2019. 03. 29.

심사완료일 : 2019. 05. 03.

게재확정일 : 2019. 05. 03.

\* 辅仁大学法律学部助理教授

위한 것은 아니었다.

더군다나, 개정안에는 법적 상속을 넘어서 피상속인의 재산에 대한 상속인의 공헌 정도를 고려한 확장된 분배방법도 없었다. 결론적으로 대만에는 고령사회에 대응한 상속법의 규정이나 개정안도 없다. 대만의 상속법은 여전히 그러한 경우를 대비할 수 있도록 하는 개정의 여지가 있다.

**주제어** : 대만, 상속법, 개정, 유한책임, 고령사회

## I. 沿革の概説

今年(2018年)の3月、台湾は高齢者数が総人口の14%を超える高齢社会に突入した。これを受け、政府側は、これからも様々な措置を講じると宣言した<sup>1)</sup>。

本稿では、相続法の過去の改正および審議中の改正案において、このような状況をどれほど意識していたかを検討してみる。まずは台湾における相続法の沿革を概観する。

### 1. 1930年制定法

中華国民法の相続編は、1930年12月26日に制定され、1931年5月5日より施行されている。大原則である包括承継の原則は、被相続人の一身に専属したものを除き、相続開始の時から、相続人は、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する(中華国民法1148条。〔訳者注：以下、条数のみを示すものは同国の民法のものである。〕)と規定され、今でも維持されている。そして、その基本構造は、遺産相続人、遺産の共同所有、遺産分割、遺言、遺留分などの規定からなっており、日本民法と類似している。ただし、女性と男性との間に

---

1) 中華国内政部の説明を参照。 [https://www.moi.gov.tw/chi/chi\\_news/news\\_detail.aspx?type\\_code=02&sn=13723](https://www.moi.gov.tw/chi/chi_news/news_detail.aspx?type_code=02&sn=13723)

も、また、認知された婚外子と嫡出子との間にも、その相続分に差はもうけられておらず、形式的に男女平等・嫡庶平等を達成していた点で、明治民法とは著しく異なるものであったといえよう。

## 2. 1985年改正

### (1) 改正の概要

1985年改正では、改正条文が14か条に達し、追加・削除と合わせると、19か条が改正の影響を受けた。同改正においては、相続人や相続分につき、養子と嫡出子の相続分の平等化、指定相続人制度の廃止が重要な点であった。また、遺産分割について、分割制限期間が短縮されるとともに、遺産分割の効力が統一された。とりわけ、後者については、分割の遡及効を削除したため、分割前における共同共有（合有）の状態が維持され、理論的に矛盾のない移転主義を実現することが重要な点であった。そのほかに、相続放棄について、放棄の形式的要件や放棄後の効力を明確にするるとともに、遺言については、開封手続の制限、録音方式が新設された<sup>2)</sup>。

### (2) 相続制度・相続権の根拠

1985年改正により、台湾における相続制度は確立されたといえる。後述の2008年および2009年の各改正はあったが、相続制度の根拠として、①無主の財産の発生を避けること、②遺言自由の原則を重視すること、③取引の安全を保護することが挙げられる<sup>3)</sup>のは、変わっていない。そして、特定の者に相続権が認められる理論的根拠として、①相続財産の形成・維持に対する貢献を反映すること、②相続人の生活を保障すること、③被相続人の意思を推測することが挙げら

2) 劉得寛「中華民國(台湾)の民法親屬(族)相続編の改正について」法学(東北大学)50巻5号(1987年)885頁以下を参照。

3) 林秀雄『繼承法講義』(元照出版、2005年)2-5頁。同作者(2017年7版)2-5頁。

れる<sup>4)</sup>のも、同様である。むろん、これらの根拠論は、既存の相続制度に対する理由付けであって、批判的な態度を示すものではない。

### 3. 2008年および2009年の各改正

2008年改正（2007年12月14日制定・2008年1月より施行）は、未成年者である相続人への相続債務の承継の問題を契機とする。改正前は単純相続を原則としていたため、行為無能力者・制限行為能力者が被相続人の債務を無限に負わされる危険を回避できなかったからである<sup>5)</sup>。相続の放棄または限定承認の手続をせず、多額の債務を相続した未成年者の相続人が多数存在し、その救済が急務であると認識され、立法府は相続編の一部改正に踏み切った。とはいえ、2008年改正は、相続開始後に初めて責任を生じた保証債務（当時の1148条2項）、無能力者または制限行為能力者である相続人（当時の1153条2項）に限り、限定責任が適用されるというものであり、内容的には中途半端なものであったといわれる<sup>6)</sup>。のみならず、既婚の未成年者<sup>7)</sup>や高齢者には適用されないことに対する改正理由の説明が不十分であったともいわれる<sup>8)</sup>。判断能力の不足や高齢者の意思の尊重などに配慮がなかったことが伺える。

それに対し、2009年改正（同年5月22日制定・同年6月より施行）は、有限責任を原則とする相続制度を導入した<sup>9)</sup>。この物的有限責任への改正<sup>10)</sup>は、これまで最も重要な相続法改正といえる。詳細は後述する。

---

4) 林秀雄・前掲注3)（2005年）5-6頁。（2017年7版）5-6頁。

5) 笠原俊宏「中華民法親族編および相続編の改正」戸籍時報 625号（2008年）27頁。

6) 黄詩淳「第6部台湾民法」法務省『各国の相続法制に関する調査研究業務報告書』（2014年）234頁。[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00163.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00163.html)で閲覧できる。

7) 未成年そのままに、結婚した場合は行為能力者になる（13条3項）。日本民法753条の成年擬制とは異なる。

8) 郭振恭「民法繼承編修正後之問題」月旦法學169号（2009年）249頁。

9) 条文訳は、笠原俊宏「中華民法相続編の改正（民国九八年五月二二日）」戸籍時報649号（2009年）21-36頁を参照。

10) 熟慮期間を設けていないし、相続人の行う承認の意思表示や手続きをも要しない、全面的な限定責任をとる規定だから、「限定承認」と訳されるのは適切ではない

## 4. その他の改正

2008年と2009年に大幅な改正が行われた以外は、改正の動きは活発ではなかった。2009年12月、2014年1月、2015年1月に、それぞれ1か条や2か条の改正があっただけである。それは、遺言執行者の適格、遺産管理人や遺言執行者の報酬などに関する改正であり、相続の意義やその機能などを根本的に改変するものではなかった。

## II. 2009年6月改正—重要ポイント

前述のように、2008年改正後のすぐ後に2009年改正が行われた。2008年改正が十分に検証されておらず、その間隔があまりにも短かすぎたために、教科書のはしがき<sup>11)</sup>において批判が記述されるほどであった。ただし、2009年改正は、「父の借金は息子が返す」という伝統を断ち、「嫁いだ娘も債務を負わなくてよい」結果をもたらすものと評価された<sup>12)</sup>。では、どのような条文が制定されたのだろうか。

### 1. 物的有限责任

まず、包括承継の原則は維持され、条文が1148条の1項に移動した。そして、相続債務承継の原則である物的有限责任は、同条2項に、「相続人は、被相続人の債務について、相続によって得た遺産<sup>13)</sup>の限度で弁済の責任を負う」という規

11) 陳棋炎＝黄宗樂＝郭振恭『民法繼承新論』（三民書局、2011年修訂7版）。

12) 台湾において五指に入る大手法律事務所の説明である。[http://www.taiwanlaw.com/jp/news\\_detail.php?serial=1645](http://www.taiwanlaw.com/jp/news_detail.php?serial=1645)。

13) 笠原俊宏・前掲注9)の訳語では、相続によって「取得した遺産」とした。実は原文は「所得遺産」であるから、それは①実際に得られた財産を指すのか、それとも②観念的に相続人属すべき財産なのか、議論があった。「得られる遺産」の訳語もやや②のイメージがするが、「取得した遺産」が完全に①のイメージになるので、採用しない。

定が新設された。1148条1項・2項を併せて、「包括承継有限責任」と呼ばれる<sup>14)</sup>。すなわち、限定承認の申述は必要でなく、相続開始の時から当然に、相続人は「相続によって得た遺産」の限度で、有限責任を負うとされた。ただし、相続によって得た遺産を超える部分については、自然債務ないし責任なき債務に当たするため、相続人が自己の固有財産をもって弁済したときは、債権者の不当利得とならない<sup>15)</sup>。

以下では、改正のいくつかのポイントを説明する。

## 2. 債務の共同相続

### (1) 連帯主義

日本民法898条における相続財産の「共有」の意味をめぐっては、合有か共有かで争いがあるが、一方の理論で貫徹できない、中間的な取扱いをせざるを得ない部分があるように思われる<sup>16)</sup>。これに対し、1151条によれば、共同相続した財産は共同相続人の合有に属する。すなわち、相続人が数人あるときは、遺産分割が終了するまで各相続人は遺産の全部に対して潜在的・抽象的持分のみを有する。

他方、遺産における消極財産、つまり相続債務については、日本法の解釈では、898条の共有に属し、そして899条の「相続分に応じて」という文言の解釈と合わせて、基本的には当然分割主義がとられている<sup>17)</sup>。日本法と異なり、台湾では、債務の共同相続は当然分割主義ではなく、連帯主義である<sup>18)</sup>。2009年改正前の1153条1項は、相続人は相続債権者に対して連帯責任を負うと定められていたが、同改正後は、相続人は、相続債務につき、「相続によって得た遺産の限

---

14) 林秀雄・前掲注3) (2017年7版) 149頁。

15) 笠原俊宏・前掲注9) 23頁。

16) 副田隆重(分担執筆)松川正毅=窪田充見編『新基本法コンメンタール相続』(日本評論社、2016年) 46頁。

17) 宮井忠夫=佐藤義彦(分担執筆)谷口知平=久貴忠彦編『新版注釈民法(27)相続(2)』(有斐閣、2013年補訂版) 121頁以下をも参照。

18) 陳棋炎=黄宗樂=郭振恭・前掲注11) 133頁。

度で」という、限定的な連帯責任を負うとされている。

## (2) 合有債務なのか

相続債務が可分であるか不可分であるかを問わず、相続債権者の保護という観点から、相続債務は共同相続人の「連帯債務」に属することになる<sup>19)</sup>。そして、273条1項<sup>20)</sup>の連帯債務の規定が適用され、相続債権者は共同相続人の一人もしくは数人または全員に対し、その全部または一部の給付を請求することができる<sup>21)</sup>。

これに対し、相続債務であっても共同相続人の合有に属するから、「合有債務」である<sup>22)</sup>という性質論からの発想もみられる。相続債務は、組合債務と同様に合有債務であるから、債権者に対し、まずは合有財産をもって債務を弁済し、なお不足を生じるのであれば、連帯債務や可分債務となり、各債務者が責任を負うということである。すなわち、合有財産の不足が、連帯責任の発生要件となる<sup>23)</sup>。

確かに、民法では、組合財産をもって組合債務を弁済するに足りないときは、各組合員はその不足額について連帯責任を負う(681条)という規定がある。しかし、補充的責任である組合員の責任<sup>24)</sup>とは異なり、共同相続人の連帯責任は相続開始の時にすでに発生している。相続債権者がまずは相続財産に対して行使し、それが奏功しなかった場合にのみ生じるという補充的な責任ではない。したがって、相続債務が合有債務という理解は、正確とはいえない<sup>25)</sup>。だが、改正に

19) 陳棋炎 = 黃宗樂 = 郭振恭・前掲注11) 133頁。

20) 相続編以外の条文訳は、前田達明編『史料民法典』(成文堂、2004年) 1602頁以下を参照。

21) しかし、給付が不可分債務であれば、例えば貸借不動産の明渡義務であれば、連帯債務者の一人に対して請求すればよいのか、という問題があった。最高裁51年台上1134号判例は、相続人全体を被告とすべき必要共同訴訟説を支持する。黃詩淳・前掲注6) 218-219頁を参照。

22) 孫森焱『民法債編總論(下冊)』(自費出版、2014年訂正版) 926頁。黃詩淳・前掲注6) 218頁。鄭冠宇『民法債編總論』(新學林、2015年) 322頁。

23) 孫森焱・前掲注22) 926頁、929頁の注7。

24) 吳志正『債編各論逐條釋義』(元照、2014年) 338頁。

25) それにしても、最近の実務見解は、共同相続した明渡義務が連帯債務ではなく合有債務だと強

より「相続によって得た遺産」に限定されたことから、後述の清算手続ともかわるが、限定責任と相容れにくい連帯責任の規定（1153条1項）は削除すべきであるとの提案も現れた<sup>26)</sup>。

### 3. 遺産分割との関係

#### (1) 既存の規定

台湾民法において、共同相続人の内部関係は遺産分割によって解消され、相続債権者との外部関係は別の手続により処理される。共同相続人間においては、相続債務は原則として各自の相続分に応じて負担するという規定（1153条2項<sup>27)</sup>）があるから、内部関係においてのみ、相続分に応じた処理がされる。また、遺産分割後においても、未完済の相続債務がある場合には、相続債権者の同意がなければ、（弁済期が遺産分割後の）相続債務に対する相続人の連帯責任は、弁済期から5年間は免れないと規定されている（1171条は改正されていない。）から、対外関係における債務の弁済は、内部関係の遺産分割とは別々に処理されるといえる。

さらに、「相続財産」とみなしている日本民法903条とは違い<sup>28)</sup>、1173条は、特別受益としてされた贈与の価額を被相続人が相続開始の時において有していた財産に加えたものが「相続されるべき遺産」と定めている。そして、贈与の価額を控除した残額をもってその相続人の相続分とする、いわゆる「具体的相続分」を、日本民法899条でいう義務の承継に適用できるとも考えられるが<sup>29)</sup>、1173条

---

調した（2018年1月3日最高裁106年台上1380号判決）。債務の発生が相続開始の前後によって区別されるとも考えられるが、筆者に言わせれば、これが不可分債務の問題である。

26) 戴東雄「概括繼承法定有限責任應何去何從－2009年6月10日修正限定繼承之檢討」法令月刊67卷11号（2016年）1656、1674頁。

27) 2008年改正の時、「法律の別段の規定」がない限りと追加され、3項に移行されたほか、1930年の条文とはほぼ変わらない。

28) 特別受益者の範囲、特別受益そのものの範囲についても若干の相違があるが、省略する。

29) 副田隆重・前掲注16) 52頁。



は、贈与の価額を「遺産分割時に」控除すると明確に規定するので、「遺産分割分説」しか採用できない。

## (2) 改正の疑問点

2009年改正により、相続人が相続開始前の2年間に被相続人から贈与を受けていた場合は、当該財産はその者が得た<sup>30)</sup>遺産とみなす(1148条の1第1項)との規定が新設された<sup>31)</sup>。一見すると、同条は1173条の特別規定のようにも読めるが、改正理由によれば、本条は、限定責任の成立に伴い、相続債権者の保護とのバランスをとるための措置であって、1173条が取り扱う共同相続人の内部関係とは異なるものであると説明しており、特別規定説を否定した。すなわち、1148条の1第1項が適用される時は1173条の適用はない、ということは生じない。

従って、理論的には、もし当該贈与が相続開始前の2年間にされたものであって、かつ、特別受益に該当するものであれば、両条は同時に適用されうることになる<sup>32)</sup>。内部関係と外部関係とは別に規律されるが、そのような場合には同時に規律されることになり、その整合性をいかにとるかが問題となる。そもそも1173条の贈与が相続分を超える超過受益の場合には、返還必要説と返還不要説の両説が対立していた。返還不要説の支持者は、相続放棄後も超過受益を返還する必要はないとしている。他方、1148条の1第1項においては、相続開始前の2年間に贈与を受けた相続人が相続放棄をして限定責任を免れようとするときは、やはり当該贈与を遺産に算入すべきであるとして、同条項の適用を拡大することが適切であると考えられる。このように解すると、相続放棄をした場合には結論を異にすることになるから、1148条の1第1項を再び改正する必要があると強調された<sup>33)</sup>。

30) 原文は同じ「所得遺産」であるが、①実際に得られた財産を指す意味なので、「得た遺産」の訳語を採用する。前掲注13)を参照。ただし、1148条の1の解釈について論争が起きている。

31) 2項は、「前項の財産がすでに移転または滅失したとき、その価額は贈与時の価値によって計算する」である。

32) 具体例は、黄淳鈺「繼承制度對於繼承債權人之保護－以民法第1148條之1為中心」財産法暨經濟法34号(2013年)32-33頁を参照できるが、解釈の詳細については筆者とは全く同意見ではない。

33) 戴東雄・前掲注26) 1658、1661頁。

## 4. 清算手続

### (1) 二種類の手続

物的有限責任を採用する改正法では、2種類の清算手続が用意されている。それは、裁判所が関与する手続（以下、「I型」という。）と、裁判所が関与しない手続（以下、「II型」という。）である。

I型は、1156条から1162条まで規定されている、相続人が遺産の目録を作成して裁判所に提出した場合である。相続人は、公示催告に定められた一定の期限内において報告された債権、および、相続人が知っている債権につき、それぞれの金額につき比例計算をし、遺産をもって弁済する義務がある。相続人は、期限満了前の弁済や、間違った計算による弁済などをした場合には、賠償責任を負う。そして、期限内に報告せず、相続人も知らなかった相続債権者は、剰余の遺産に対してのみ権利を行使することができる（1162条）。

I型の清算手続は、改正前の限定承認さほど変わらないものであるが、変更点は、改正前の限定承認では、遺産の目録の作成・提出を必要としていたのに対し、改正法ではそれを不要とし、単に提出することができることとだけ定められたことである。すなわち、相続人の作成・提出をしていない場合であっても、有限責任から生ずる利益を失われない。

この場合には、II型の清算手続が適用される。この手続は、改正により新設されたものである。つまり、裁判所の関与しない手続において、相続人はそれでもなお、全ての相続債権につき、それぞれの金額につき比例計算をし、遺産をもって弁済する義務がある（1162条の1）。

### (2) 改正の疑問点

1162条の1の規定に違反した場合には、1162条の2の規定により相続人が賠償責任を負う。しかし、I型における債権者に対する制限（1162条）が適用されないから、II型においては、相続債権者がいつ現れても、相続人は、比例計算して

遺産をもって弁済しなければならない。遺産目録もない状態のもとで、正確に比例計算による弁済をすることは困難と思われるので、賠償責任が簡単に発生する結果となろう。

このように、1162条の2は、複雑で誤解されやすい規定である<sup>34)</sup>。そこで、日本法における財産分離制度の趣旨を援用する主張<sup>35)</sup>もあったが、実際には、かなりの相違点がある。要するに、遺産の目録も、裁判所の関与もないⅡ型の清算手続では、相続人の賠償責任が簡単に認められるおそれがあるので、速やかに再改正を行うべきであろう<sup>36)</sup>。

## 5. 相続の機能の再構築

2009年改正は、相続債務の弁済を「相続によって得た遺産」に限定することを通じて、相続人の生存権・財産権の保障を図ることを目的とするものである。とはいえ、取引安全の保障という理念を無視するわけにもいかない。そこで、相続人の生活の保障と、取引安全の保護を両立することが求められる。2009年改正理由によれば、高齢で判断能力の不十分な者が相続人である場合、改正前の無限責任を当該相続人が負うとすれば、個人の独立を強調する民法の精神にそぐわないとされる<sup>37)</sup>。結果的に、2009年改正は、高齢者の意思の尊重に配慮したものであった。

しかしながら、その代償は大きい。相続放棄をしない限り、高齢者を含めた、全ての相続人がこの疑問だらけの改正法の規律に従うことになる。「改正案は、将来民間の専門家が相続処理を行うことを示唆し」、法律事務所にとってはメリットであるが、他方、報酬を相続財産の中から得られることは規定されていないので、「相続財産で相続債務を弁済することができない多くの事案では、その処理を

34) 例えば、黄淳鈺・前掲注32) 9頁は、1162条の1の違反した結果は無限責任になる、と誤解した。無限責任である例外は、法文上では1163条のみがある。

35) 吳煜宗「日本繼承法上の財産分離制度」法令月刊64巻11号(2013年)1-46頁。

36) 戴東雄・前掲注26) 1670、1671頁は同意見。

37) 戴東雄・前掲注26) 1653頁。

委託された民間の処理者（弁護士など）にとって不利」である<sup>38)</sup>といわれる。もし専門家に頼らず、相続人となった高齢者が自ら清算手続を最後まで行おうとすれば、場合によっては賠償責任を負わされかねない。このような複雑な制度に対しては、相続の機能を再構築する視点から、疑義があるといわざるを得ない。

### III. 2016年の改正案

#### 1. 概要

行政院に所属する法務部は、2011年に、行政院に改正草案を提出したが、立法院に送付されてはなかった。その内容は、人口構造の高齢化が進んでいる台湾社会の変化を視野に入れたものではなかった<sup>39)</sup>。そして、2016年に行政院から提出された改正案は、立法院で審議され、2018年5月の公聴会を経た後、目下、司法・法制委員会において審査されている<sup>40)</sup>。2011年改正案に盛り込まれていた遺産管理人や遺言執行者の報酬に関する規定が2015年改正により手当てされたことを除けば、この改正案は、2011年改正草案とほぼ同内容である。

2016年改正案の目的は、判例法を明文化し、曖昧な条文を明確にさせるとともに、民法の現代化を図ることなどが挙げられている。内容としては、相続人・遺産の相続・遺言の3つの分野において、30か条以上の条文を対象とするものとなっている。相続人の欠格事由、代襲相続の拡大および縮小、相続回復請求権の性格と行使期間、遺留分率の引下げなどが重要な改正点といえるが、高齢社会に配慮したのではない<sup>41)</sup>。念のため、改正案の若干の条文を考察してみよう。

---

38) <https://www.ys-consulting.com.tw/news/15304.html>

39) 黄詩淳・前掲注6) 236-237頁を参照。

40) 立法院第9届第5會期司法及法制委員會「民法繼承編」公聽會。その記録は、立法院のサイトで検索・閲覧できる。<https://lis.ly.gov.tw/lylgmeetc/lgmeetkm?.b60f001200011000000000000000000000001000A200000000A65A3db8>

41) 公聴会において、高齢社会では死亡した被相続人は高齢者が多いので、兄弟姉妹や祖父母を遺留分権利者から除外して遺留分の範囲を縮小すべきとの発言（戴瑀如教授）だけがあったが、

## 2. 特別受益

前述した1173条を一例として説明する。現行法では、被相続人が贈与の際に特別受益でないとの意思表示をしない限り、相続人が「結婚、分居または営業」をするために被相続人から贈与を受けた場合には、当該贈与は特別受益とされる。改正案の1173条では、結婚などの贈与の目的による制限を削除し、全ての生前贈与に特別受益の範囲を拡大したが、被相続人が書面により当該贈与が特別受益に当たるとの意思表示をする必要があるという原則を定めている。被相続人の生前処分を自由を尊重し、相続開始後に意思を推測することをなくすためである。この改正案は、高齢社会の到来とはあまりかかわりをもたないように思われる。

## 3. 遺産酌給

### (1) 現行法

民法が制定されて以降、1149条は一度も改正されていない。同条は、被相続人からその生前に継続して扶養を受けていた者に対しては、親族会議により、その受けた扶養の程度およびその他の関係を斟酌し、遺産を給付されなければならないという死後扶養の条文である。「遺産酌給」と略される。遺産酌給の請求権者は相続人ではないから、遺産を承継することができない上、被相続人からの相当な遺贈を受けていない場合には、被相続人の死亡によりその扶養が断絶され、当該被扶養者の生死の問題にかかわり、社会問題にもなりうる。なお、1149条が適用される事案は、次第に減少してきていると誤解された<sup>42)</sup>が、実は一定の利用者数が存在している<sup>43)</sup>。

---

基本的には高齢社会に対する関心は示されていない。それに対して、男女平等についてもなお重要視されている。例えば、公聴会終了後、筆者の同僚、黄淨愉氏は法務部の委託を受けて「男女平等の視点から改正案を再検討する」研究案を執行している最中である。

42) 黄詩淳「遺産繼承之圖像與原理解析」台大法學論叢40卷4号(2011年)2209頁。

43) 陳明楷「再探遺産酌給請求之紛争實相」戴東雄教授八秩華誕祝壽論文集編輯委員會『身分法之回顧與前瞻』(元照、2017年)402-403頁。

## (2) 改正案

1149条改正案は、請求の相手方<sup>44)</sup>、請求の要件、校了要素を改正するとともに、消滅時効の規定を付け加えるものである。とりわけ、請求の要件について、実務見解を統一し、「被相続人の死亡により生活困難に陥る」という要死後扶養状態を明確した点は、重要である<sup>45)</sup>。

1149条は、日本民法958条の3のように相続人不存在の場合にしか適用できないというものではない。とはいえ、改正案では、「被相続人が生前に継続して扶養した者」という要件は改正せず、「被相続人と生計を同じくしていた」生活共同体は含まれていない。たとえば、通常、被相続人が内縁の妻であるような場合には、その内縁の妻が内縁の夫を「継続して扶養」してきたとは思われまいだろうから、生計を同じくしていた者の死亡により老後の生活に影響を及ぼされるとしても、斟酌の上、遺産を給付される余地はなさそうである<sup>46)</sup>。高齢者の事実婚関係の問題に配慮した改正案とはいえない。

## (3) 寄与分の導入

被相続人に対する療養看護や精神的援助、あるいは、相続人以外の者の貢献に対する特別寄与料などといった提案は見当たらない。相続人の寄与分を評価する制度を導入すべきであると従来から主張されている。それは、とりわけ嫁の相続権の習俗的な正当性を向上させ、成年の子が老父母を扶養する伝統を持続させるとともに、高齢者の老後の経済生活のためにもなる<sup>47)</sup>ということを理由とする。残念ながら、今回の改正案にもそれは含まれていない。

---

44) 親族会議を経る手続も削除される。

45) 他のコメントは、陳明楷・前掲注43) 420頁を参照。

46) 剰余財産の分配(1030条の1)の類推適用をも考えられるが、内縁の夫は通常は剰余財産の多い一方であるから、分配請求権は生じない。

47) 蔡穎芳「由『法律多元』論台灣婦女之繼承權」政大法學評論116号(2010年)160頁。また、同じ作者だが、Grace Ying-Fang Tsai, Elderly Maintenance in Taiwan: A Legally Pluralistic Perspective, *Social Justice & Global Development Journal (LGD) DEV.* 10 (2005). [http://warwick.ac.uk/fac/soc/law/elj/lgd/2004\\_2/tsai/](http://warwick.ac.uk/fac/soc/law/elj/lgd/2004_2/tsai/) をも参照。

## 4. 遺言

### (1) 改正案

前述したように、2016年改正案は、2011年改正草案とはほぼ変わらない内容のものであり、遺言についても同様である。自筆証書遺言以外に筆記が必要な遺言については、自筆のほか、パソコンその他の機械によって作成された書類にもその効力を認める。口のきけない者と耳が聞こえない者のため、遺言方式中の「口述」には、通訳による申述または自書をも含めることを明文で規定した。また、遺言における親族会議の役割を、すべて裁判所に移行させることも含まれている<sup>48)</sup>。

### (2) 法定相続以外の配分方法の拡大

先行研究によれば、遺言の慣行が変化しつつ、台湾社会においては物権的・単独登記移転効を容認する、遺言による新たな財産処分を作り出したことがわかる<sup>49)</sup>。ただし、前述した2011年改正草案と同様に、2016年改正案における遺言に関する改正措置は、高齢者保護のために作られたものではない。高齢化と家族関係が希薄化した台湾の現代社会において、被相続人が法定相続以外の財産の処分方法を必要とするにもかかわらず、その点に触れない改正案は、相続の機能の現代的観点からの検討がなされていないものといえよう。

## IV. 結びに代えて

### 1. 剰余財産分配請求権の一身専属性

相続法自体の規定ではないが、親族編における剰余財産分配請求権の規定は

48) 黄詩淳・前掲注6) 236-237頁をそのまま引用させてもらう。

49) 黄詩淳「台湾における社会の変遷と遺言法」流経法学12巻1号(2012年)102頁。

遺産の範囲にも影響を及ぼすので、若干説明を付け加える。日本の財産分与に類似するが、離婚を原因として請求する場合がもっとも多い(1030条の1)。しかし、それだけではない。法文には除外されていないので、配偶者の一方の死亡の場合にも、剰余財産の分配請求権が発生するといわれている。立法論としては、遺産の形成・維持に対する生存配偶者の協力を考慮し、相続分で斟酌すればよいとの提案があった<sup>50)</sup>。

幾度の改正を経て、2012年にこの請求権の一身専属性が復活した<sup>51)</sup>。したがって、権利としての相続性は否定される。しかし、義務としての相続性は否定されていないので、実務では、剰余財産を多く有する配偶者の一方の死亡に際し、その義務が遺産相続人に相続されるとされる。このとき、生存配偶者は剰余財産分配請求権、この債権的請求権に基づき、遺産相続人に対して請求することができる。その額を除いてのが遺産となるが、優先権を定める規定が欠如したまま、なぜ他の相続債権者に優先するのかについては、理論的説明が必ずしも十分ではない。いずれにせよ、これは高齢の配偶者にとっては影響の大きい制度に違いはない。

もう一つの法改正の情報を提供する。厳密的には相続法の分野ではないが、一応遺産相続に関するものだからである。政権交代以降、与党が年金改革を目指す一方で、退職金制度の改正は早々と通過された。2018年7月1日より施行された3つの特別法の大改正<sup>52)</sup>により、公務員・公立学校教職員・政務官の3種類の職業に限り、その配偶者は離婚時を基準にして将来の退職金請求権の分割を請求することができるようになった。いうまでもなく、高齢者の老後生活やその遺産の多寡に影響を及ぼす制度である。

## 2. 相続法の課題

以上を簡単にまとめると、台湾の相続法において、直接に高齢社会への適応を

---

50) 陳棋炎 = 黃宗樂 = 郭振恭 『民法親屬新論』 (三民書局、2014年修訂12版) 165頁の注153。

51) その経緯は、黃詩淳・前掲注6) 231-233頁を参照。

52) それぞれは、「公務人員退休資遣撫卹法」、「公立學校教職員退休資遣撫卹條例」、「政務人員退職撫卹條例」の改正である。



目標とする現行法や改正案はまだ存在していない。解釈論に工夫を加えれば、現代的観点から解釈する可能性があるが、制定法の形で読み取れてこそ、高齢者にとって適切な対応になるのではなかろうか。

[Abstract]

## The History of Succession Law and the Social Background about the Amendments of Succession Law in Taiwan

CHEN, Ming-Kai

*Assistant Professor, School of Law, Fu Jen Catholic University*

The Amendments of Succession Law in June 2009, introducing a system about policy of limited liability into Taiwan, tried to look after both sides of heir's security of property and third party's security of transaction. In the end, an aged heir will not be forced to take unlimited liability, which is good for his interest. However, the liquidation proceedings of this amended system is too difficult to accomplish for an aged heir by himself without any mistake. Therefore, there is a necessity to amend it again. Similarly, proposed amendments in 2016 also showed no interest in an modern aged society. For example, there is an amendment about the article 1149, but not for common-law aged couples. Moreover, there is neither a system to assess the heir's extent of contribution, nor a wider method of distribution about decedent's estate beyond statutory succession in the proposed amendments. In conclusion, there are no clauses or proposed amendments of the Succession Law in Taiwan which aim to respond to an aged society. The Succession Law in Taiwan still have room for better

improvements for such occasions.

**Key words** : Taiwan, Succession Law, Amendments, unlimited liability, Aged society